

【R07 改正点】建築基準法 建築確認

建築確認の対象となる建築物の規模等の見直し

～木造建築物の建築確認検査の対象を見直し、非木造と同様の規模とする～

1. 大規模建築物の場合

	行為の種類		
	新築	10㎡超の 増改築・移転	大規模の修繕・ 大規模の模様替
大規模建築物 構造によらず、 2階以上 又は 延べ面積 200㎡超 のいずれかに該当	○	○※1	○

※1 防火・準防火地域では、10㎡以内でも、必要

○ 特殊建築物 (用途)

○ 都市計画区域等 (場所)

2. 予想問題

① 木造2階建て、延べ面積 100 m²の一戸建て住宅について大規模の修繕をする場合は、建築確認を受ける必要はない。✕

誤

② 木造平屋建て、延べ面積が300 m²の建築物の建築をしようとする場合は、建築確認を受ける必要はない。✕

誤

③ 防火地域内にある2階建ての木造の建築物を増築する場合、その増築に係る部分の床面積の合計が10 m²以内であれば、建築確認を受ける必要はない。✕

誤

<大規模建築物>

· 2階以上
· 200m²起

+

· 新築
· 增改築・移転 10m起
· 大規模・倍倍種様習

⇒ 必要

。 防火準防火 + 建築 ⇒ 必要

建築

新築
增改築
移転

- ④ 建築主は、木造以外の建築物(延べ面積 200 m²)について、新たに増築して延べ面積を 250 m²とする場合は、建築確認を受けなければならない。

50 m²

正

【NEW】

渋谷会 R07 宅建 「これだけで合格セット」

宅建基幹講座(インプット) 全 68 回 約 62 時間 30 分

宅建過去問演習講座(アウトプット) 全 40 回 約 28 時間

渋谷会 WEB サイト

<https://shibuyakai.com/>